

サービスロボット事業化交流会規約

制定 平成30年4月1日

(名称)

第1条 本会は、「サービスロボット事業化交流会（以下「交流会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 交流会は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）のロボット産業活性化事業の実施に基づき、サービスロボットを利用する企業（以下「ユーザー企業」という。）、サービスロボットの製造又はそれに必要となるソフトウェア開発を行う中小企業（以下「製造企業」という。）、及びユーザー企業の事業化要件の具体化と事業計画の進捗管理を行う企業（以下「システムインテグレーター」という。）が事業体を構成し、サービスロボットの開発、導入をとおして事業化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 交流会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ユーザー企業の事業化要件及び技術シーズの情報提供
- (2) 会員相互の情報交換、技術交流
- (3) その他、交流会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、交流会の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 日本国内に登記簿上の事業所がある企業
- (2) サービスロボット関連企業や今後サービスロボット分野に参入しようとする企業
- (3) ロボットの利用に携わる企業
- (4) 高等教育機関、産業支援機関及び試験研究機関

(入会)

第5条 交流会への入会を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出し、承認を得なければならない。なお、入会申込書については、書面の代わりに電子的な手段を用いることができるものとする。

(会費)

第6条 会員の会費は無料とする。ただし、必要に応じ会員が個別に実費程度の負担を行うものとする。

(退会)

第7条 会員は、会員の意思により、別に定める退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。なお、退会届については、書面の代わりに電子的な手段を用いることができるものと

する。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 本規約を遵守しないとき又は交流会の名誉を毀損する行為があったとき。
- (2) 法令又は公序良俗に違反し、交流会及び会員、若しくは第三者に不利益を与える行為、又は詐欺等の犯罪行為に結びつく行為があったとき。
- (3) 会員である法人又は団体が、解散又は破産したとき。

(全体会議)

第8条 交流会は、ユーザー企業とシステムインテグレーター、製造企業とのマッチングの機会の創出と企業間の情報交換、交流を深めるために全体会議を開催する。

2 全体会議は、必要に応じて都産技研が招集する。なお、開催に関して、書面又は電子メールによる開催通知とすることができるものとする。

(ワーキンググループ)

第9条 交流会は、第3条に掲げる事業を推進するため、事業体を構成するワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの運営に係る事項は、各ワーキンググループで自ら定めることとする。
- 3 都産技研はワーキンググループのアドバイザーとして、ユーザー企業がロボットを利用するために必要となる要件の定義やロボットの開発製造に関する技術について支援する。
- 4 ワーキンググループは、ユーザー企業への提案結果、開発状況、導入結果等を都産技研へ報告しなければならない。

(知的財産等の帰属)

第10条 交流会の事業を通じ生じた発明に係る知的財産等の帰属及び持分割合については、原則、当該事業を実施する事業体に帰属するものとし、事業体及びワーキンググループ内で協議のうえ定めるものとする。

(機密保持)

第11条 交流会の会員は、交流会の許可が無い限り、次に定める各号の秘密情報を第三者に漏洩又は開示してはならない。

- (1) 会員名簿、メールアドレス等の会員の個人情報に関する事項。
- (2) 会員及びユーザー企業が提供した会社情報、ノウハウ、技術、営業に関する事項。
- (3) その他客観的に秘密と考えられる情報に関する事項。

(事務局)

第12条 交流会の庶務は、都産技研プロジェクト事業推進部が行う。

(その他)

第13条 この規約で定めるもののほか、交流会の運営等に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規約の適用期間は、施行日からロボット産業活性化事業の終了までとする。